

保護司と学校との連携 パンフレット

先生の皆さまへ

犯罪や非行のない、
誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、
地域に暮らす全員の願いであり、
保護司一人ひとりの願いでもあります。
そのような地域づくりのため、
保護司と学校とで手を取り合い
連携を進めてみませんか。

主 更 生 保 護 と は

更生保護は、保護観察所等の国の機関だけでなく、保護司や地域の様々な方に御協力をいただきながら、犯罪や非行のない誰もが安心して暮らせる社会づくりを促進し、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ活動です。



保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りや

■ 保護司とは

更生保護活動に携わる民間のボランティアです。

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、全国に、約4万6千人います。ボランティアなので給与は支給されませんが、活動にかかる実費（交通費など）は支給されます。保護司になるためには、保護司法に規定された条件を満たす必要があります。



■ 保護司はどんなことをしているの？

保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行います。



保護観察となった人と定期的に面接し、生活状況などについて話し合いながら助言や指導を行います。

保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかしながら、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。

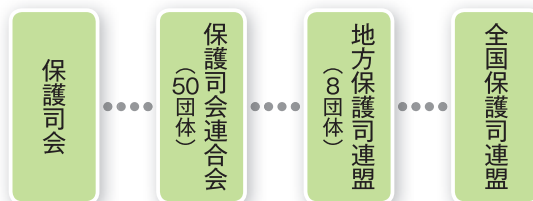
例えば、保護観察官と協力しながら、保護観察中の人と月に数回面接をし、生活状況を見守ったり相談にのったり指導したりします（保護観察）。相談にのると言っても、時には就職支援のためハローワークに付き添ったり、家族との折り合いが悪ければその間に入って調整をしたりと活動の仕方は様々です。また、刑務所や少年院に入っている人の家族等（引受人）に会い、矯正施設出所後の生活の見通しについて話を聞いたりもします（生活環境の調整）。

■ 保護司会とは？

地域のネットワークづくりや犯罪予防活動等を行い、保護司活動を支えるための組織です。

主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される保護司会が組織されています(全国に883)。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等を行っています。

保護司組織図



明るい家庭や地域を目指し、小学校での挨拶運動等、様々な取組を行っています。

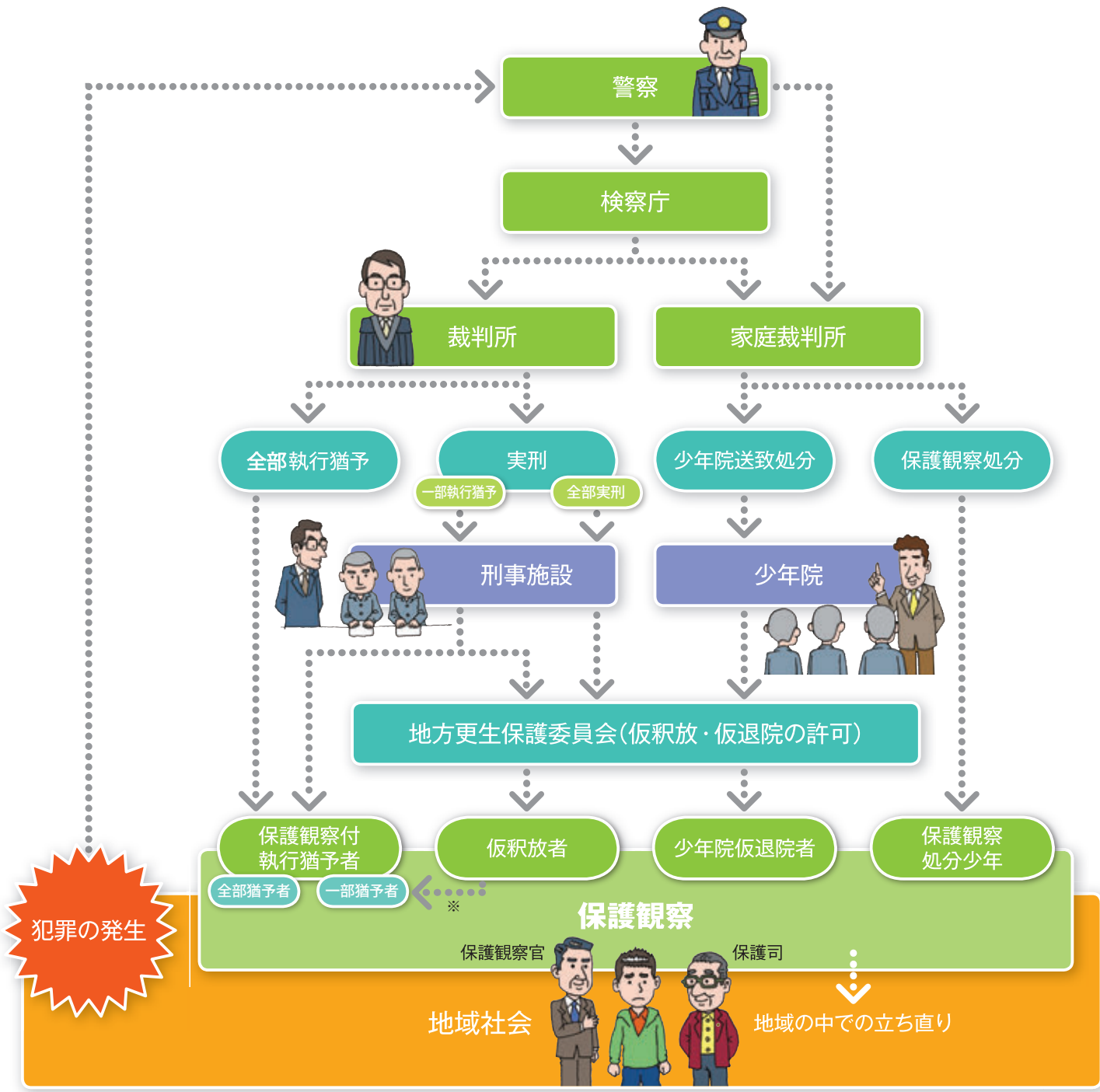


“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱している運動で、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない社会を築くための運動です。罪を犯した人の立ち直り支援だけではなく、犯罪や非行を生まない地域づくりのための啓発活動も保護司の大切な職務の1つです。

地域の犯罪予防に日夜取り組んでいます。



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

■ 保護観察とは

地域の中での生活を通して、
再犯を防ぎ、犯した罪から立ち直りを図るための制度です。

犯罪や非行をした人が、地域の中で生活をしながら、保護観察官や、地域のボランティアである保護司の指導・助言を受け、立ち直りを図ろうとする制度です。保護観察の期間中は、定期的に保護観察官や保護司による面接を受け生活状況を報告したり、転居の際には保護観察所長の許可を得る等の約束を守る義務があります。

■ 保護観察官とは

専門的知識に基づき、更生保護や犯罪予防に関する事務を行います。

保護司と協働して保護観察等を行う、法務省の国家公務員です。全国8か所の地方更生保護委員会や50か所の保護観察所に、保護観察官が勤務しています。

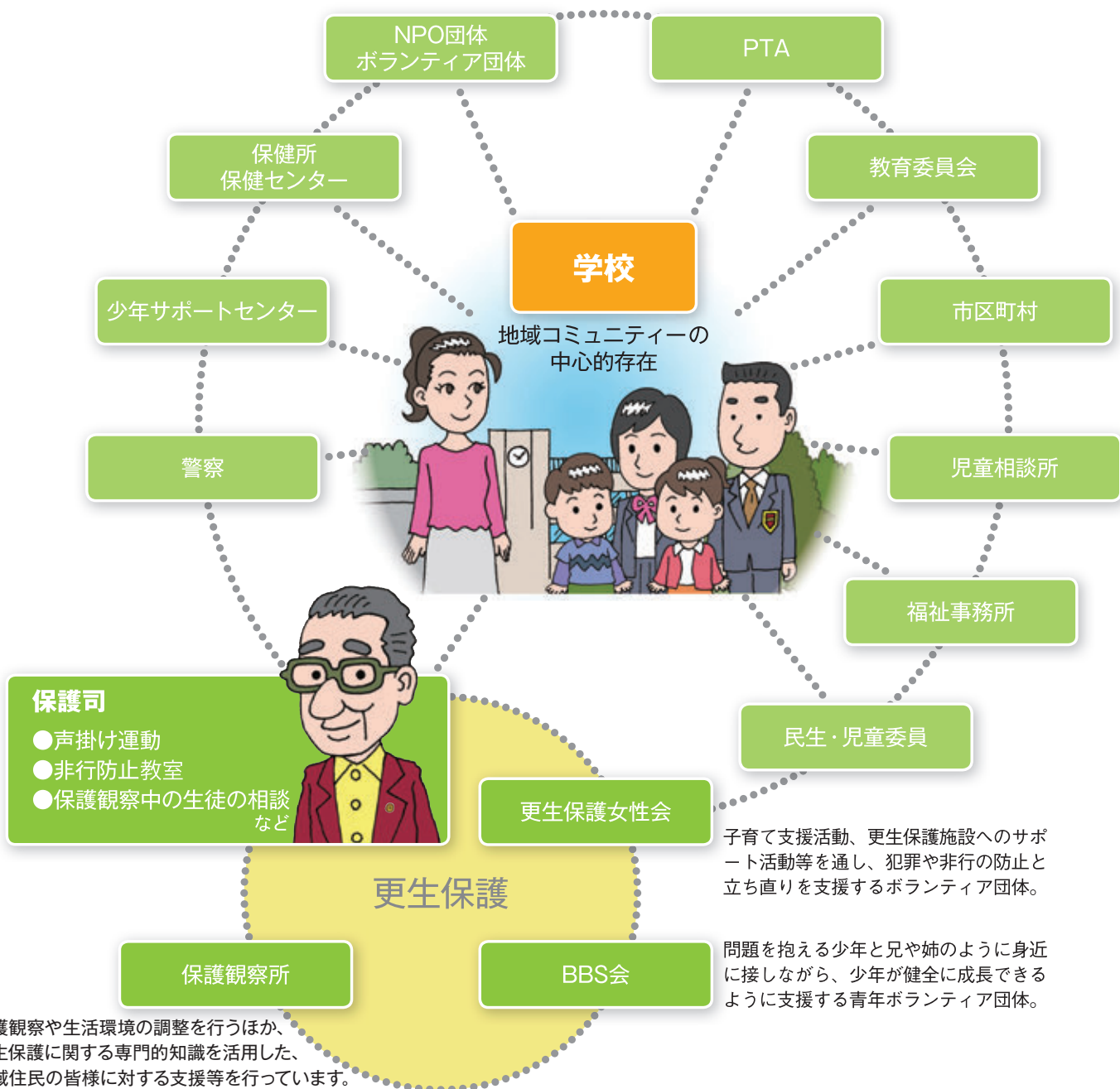
子どもたちを見守る地域の輪

子どもたちの成長を支えるためには、
地域の様々な機関・団体が関わり合い、それぞれにできる
ことを持ち寄って支援していくことが重要です。

子どもたちを地域で見守る ～学校との連携～

犯罪や非行のない、誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、保護司一人ひとりの願いであり、地域に暮らす皆さんの願いでもあります。そのためには、犯罪や非行に手を染める前に、その地域の中の様々な機関・団体が手を取り合い一体となって子どもたちを見守り支えていくことが重要です。
その中でも学校は子どもの育成にとって中心的な場

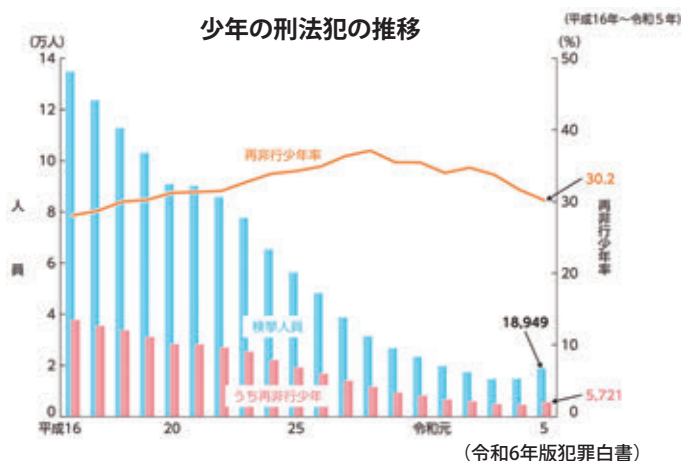
所であり、地域コミュニティの核となっている場合が大変多く、重要な連携先の一つです。保護司会にできることと、学校が地域の人たちに求めていること、その2つがうまく合致した連携事業が実施されれば、子どもたちの中にも地域の大人たちが見守ってくれているという安心感が生まれてくるのではないのでしょうか。



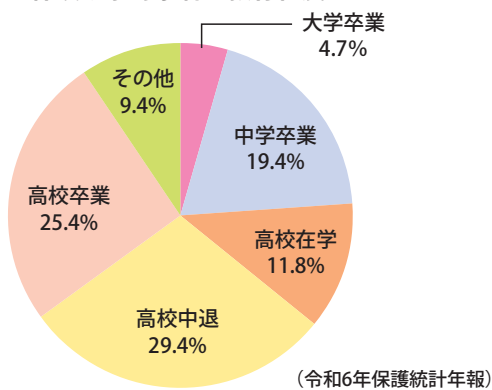
平成28年12月、再犯防止の基本理念を示す「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布、施行されました。

「再犯防止推進法」の施行を受け、国が策定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月策定）及び「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月策定）では、児童生徒の非行の未然防止や、非行等による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援について、国、地方公共団体、民間団体が一体となって推し進めることとされています。

法務省では、保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進するとともに、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学できる場所の確保を含めた修学支援等を行うことが盛り込まれています。



保護観察対象者の教育程度



▲保護観察対象者の教育程度は、一般平均に比べ低い水準にあります

法教育授業の講師派遣について

法教育とは、法律専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育です。

法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しており、学校等からの依頼に応じて、関係機関の職員を派遣し、小・中学生及び高校生を対象として授業を行っています。詳しくは、地元の保護観察所にお問い合わせいただくか、法務省ホームページを御覧ください。

“社会を明るくする運動”作文コンテスト

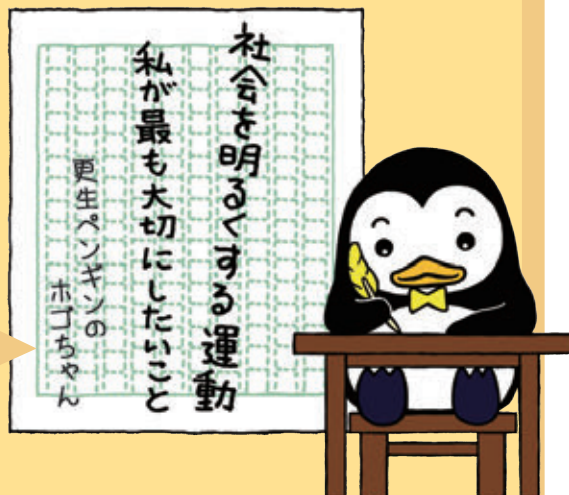
全国の小中学校の生徒の皆さんから、毎年、作文を募集しています。

このコンテストは、“社会を明るくする運動”の一環として、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行等に関して考えたことや感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として行っているものです。第43回（平成5年）の運動から始まり、近年は全国から30万点を超える応募をいただいております。

法務大臣賞については、毎年、東京・法務省において表彰式を行っており、本作文コンテストに参加する学校のうち、特に積極的な取組を行う学校に対し、特別賞を贈呈します。

応募方法等、詳細はお近くの保護観察所・保護司会にお尋ねください。

詳しくはこちら



全国の学校で、保護司会と学校が連

中学校での「3年生面接」への協力

■主体：地区保護司会 ■連携先：地元中学校

連携に至るまでの経緯

中学校が「頑張っている生徒の姿を地元の人たちに知ってほしい」と考え、保護司会に入学試験のための面接練習への協力を打診しました。

連携の概要

11月末から12月にかけて、生徒3～5名と面接側（保護司）3名でグループ面接を行っています。質問内容はあらかじめ学校が決め、面接側はその場で何か注意することはせず、身だしなみや立ち居振る舞いをチェックし校長先生へ報告。その後、「校長面接」を行い、校長先生から生徒に気をつけるべき点についてアドバイスをしています。



地域の防犯パトロール

■主体：地区保護司会 ■連携先：地元中学校

（連携の概要）一部の生徒に問題行動がみられたことをきっかけとし、保護司会が所属する生徒指導連絡協議会、PTA、本校の卒業生等が話し合い、夏休み期間中に、保護司会や地域の方々、警察官も交えた10名程度で約1kmの道のりをパトロールしています。夜に出歩いている生徒はもちろんのこと、時には一般の方にも声を掛けて、犯罪予防に努めています。また、夏休みの終わりには反省会を実施し、情報共有を図っています。

検察庁と協力した法教育教室

■主体：地区保護司会、地方検察庁 ■連携先：地元中学校

（連携の概要）中学校の2年生71名が12班に分かれ、強盗致傷（ひったくり）事件を起こした15歳の少年に対して、どのような処分が適当か話し合いました。討議においては、保護観察処分相当、少年院送致処分相当と意見が分かれていましたが、様々な立場や意見を通して、法の理念、少年保護、更生保護の重要性について理解を深めることができました。

携した様々な活動が行われています。

薬物乱用防止教室

■主体：保護司会連合会

■連携先：地元小中学校

連携に至るまでの経緯

保護司が県の「覚醒剤乱用防止推進員」に委嘱されたことをきっかけとして、小中学校での薬物乱用防止教室の実施に取り組むことになりました。小中学校からの要請に応じて、薬物乱用防止教室を実施するという形にし、要請があればすぐに対応できるよう体制を整えていきました。

連携の概要

当日の授業では、生徒が頑張っていることを褒めることから始め、保護司についての説明の後、パワーポイントを使った覚醒剤に関する記事の紹介、覚醒剤等薬物依存についてのビデオの視聴、最後に保護司として体験した具体的な事例等につ



いて話をし、「薬物には絶対ノーの気持ちを持ち続けることが大切」と訴えています。

保護者を対象とした教育相談座談会

■主体：地区保護司会

■連携先：地元小中学校

（連携の概要）小中学校に在籍している児童・生徒の保護者を対象として、「子供の育ちと大人のかかわり」をテーマに、講師による講演、保護司を交えた座談会を定期的で開催しています。座談会では、保護司として経験した事例を踏まえ、非行の背景や、少年とのかかわり方、立ち直りへのヒントなどについて、保護者と話し合います。さらに、子供との関わりの中で日頃抱えている悩みなど、保護者が相談したい事柄について、講師や保護司が回答するだけでなく、参加者全員で考えていきます。

学校教諭との定期連絡会

■主体：地区保護司会

■連携先：地元中学校

（連携の概要）年3回、各学期の終わりに、校長先生、生徒指導担当教諭、保護観察官、保護司が集まり、定期連絡会を開催しています。学校側から、中学校の現状や学校生活で気付いたこと等をお話ししていただき、その後、保護観察官や保護司から、学校に在籍している保護観察対象者の状況等について報告します。学校と保護司が保護者を含めた生徒の状況を共有し、一貫した指導ができることが利点となっています。

その他にも

- 保護司・教職員・PTA会員での合同研修会の実施
- 心の相談教室(中学校に保護司が出向き、生徒の相談相手となる)の実施
- 中学校での「携帯電話やインターネットの利便性と危険を訴えるシンポジウム」開催など、様々な活動が行われています。

■ 更生保護官署一覧 ■

	名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道	地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	011-261-9907
札幌	保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	011-261-9225
函館	保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町 25-18	0138-26-0431
旭川	保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町 4 丁目	0166-51-9376
釧路	保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町 10-3	0154-23-3200
東北	地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1	022-221-3536
青森	保護観察所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-25	017-776-6419
盛岡	保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸 8-20	019-624-3395
仙台	保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1	022-221-1451
秋田	保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王 7-1-2	018-862-3903
山形	保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町 1-32	023-631-2277
福島	保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚 17	024-534-2246
関東	地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0181
水戸	保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町 1-1	029-221-3942
宇都宮	保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2391
前橋	保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町 3-2-1	027-237-5010
さいたま	保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-861-8287
千葉	保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日 2-14-10	043-204-7795
東京	保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3597-0120
横浜	保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港 1-6-1	045-201-3006
新潟	保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町 5191	025-222-1531
甲府	保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-11-8	055-235-7144
長野	保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町 1108	026-234-1993
静岡	保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-45	054-253-0191
中部	地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-2944
富山	保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町 2-9-16	076-421-5620
金沢	保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1	076-261-0058
福井	保護観察所	910-0019	福井県福井市春山 1-1-54	0776-22-2858
岐阜	保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2	058-265-2651
名古屋	保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-2949
津	保護観察所	514-0032	三重県津市中央 3-12	059-227-6671
近畿	地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6260
大津	保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町 3-1-1	077-524-6683
京都	保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区丸太通今出川上る岡松町 255-4	075-441-5141
大阪	保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6240
神戸	保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通 1-4-1	078-351-4005
奈良	保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町 1-1	0742-23-4869
和歌山	保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3	073-436-2501
中国	地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-4497
鳥取	保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方 109	0857-22-3518
松江	保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町 134-10	0852-21-3767
岡山	保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5661
広島	保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-4495
山口	保護観察所	753-0088	山口県山口市巾着町 6-16	083-922-1327
四国	地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	087-822-5090
徳島	保護観察所	770-0852	徳島県徳島市徳島町 2-17	088-622-4359
高松	保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	087-822-5445
松山	保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-4-1	089-941-9983
高知	保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内 1-4-1	088-873-5118
九州	地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3	092-761-7781
福岡	保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3	092-761-6736
佐賀	保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内 2-10-20	0952-24-4291
長崎	保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町 8-16	095-822-5175
熊本	保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江 3-1-53	096-366-8080
大分	保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町 7-5	097-532-2053
宮崎	保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町 1-1	0985-24-4345
鹿児島	保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町 13-10	099-226-1556
那覇	保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	098-853-2946

ホームページやSNSでも情報発信中！！

編集

法務省保護局 (令和 7 年)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話 03-3580-4111 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃん」とサラちゃん」

法務省保護局
公式HP



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



法務省保護局
公式Instagram



法務省保護局
公 式 X

